

祝 成人



 広報

1999年 2 月号(No.336)

しんとう

主 な 内 容

二十歳に乾杯……2～3ページ
地域振興券……4～5ページ
行政改革……6～9ページ
村のニュース……10～11ページ
くらしの情報……12～15ページ
こちら保健婦……16ページ

発行／榛東村役場 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地 1 ☎0279-54-2211編集／総務課

広報は綴って保存しましょう いつか役に立ちます

再生紙使用



▲新成人を代表してお礼を述べる7区の木村愛さん

会場のおちうちからで携帯電話の番号を交換する姿が見かけられました



▲恩師を囲んでの記念撮影

▼様東中時代の恩師のみなさんもお祝いに駆けつけてくれました



は
た
ち
の
顔



二十歳に乾杯！

新成人129人を 迎えて成人式



平成10年度の成人式が1月15日、南部コミュニティセンター多目的ホールで行われました。

ことし成人式を迎えたのは昭和53年4月2日から翌54年4月1日までに生まれた236人（村外者で本村の成人式参加希望者を含む）。

129人が出席した式典では、新成人が一人ひとり紹介されたあと、主催者である村長のあいさつのほか、来賓の祝辞、新成人代表の木村愛さん（7区）のお礼の言葉や中学校時代の恩師からのメッセージが披露されました。

成人を祝っての記念演奏では、榛東ふるさと太鼓が勇壮な曲を披露、お祝いに花を添えてくれました。また、ことしは、20歳を記念して、榛東ワイン（限定酒）が贈られるそうです。



▲成人式を記念して植えられた松と一緒に記念撮影



新成人に贈るメッセージ

弱さを克服しようとする 行動力や姿勢こそが本当の強さ



（写真提供／榎神戸製鋼所）

平尾 誠二
（ラグビー日本代表監督）

十九歳で日本代表に選ばれたとき、わたしは、一つの大きなハードルを越えたという喜びに、力がみなぎるのを感じました。ところがその年の秋、右足のひざを傷めプレーすることができなくなり、正直言って大きなショックでした。

次の年の一月十五日、日本選手権。わたしは、国立競技場のスタンドにいました。自分が出場できない試合を見るのは悔しくて、とても平静ではられません。しかし、試合が始まると、そんなことは少しも考えずにグラウンドの仲間に視線を送っていました。

自分ながら大人になった、精神的に成長したと感じた——これがわたしの成人式でした。その後も社会人、全日本でプレーを続けるわけですが、ラグビーにはいろいろなことを教えられました。

弱さこそ強さの源

「ラグビーは集中力のスポーツ」といわれますが、わたし流の言葉に置き換えれば、与えられた時間いかに命をかけるかということです。自分の精魂を込めて、その凝縮された時間に命を注ぎ、集中するのです。

勝負ですから負けることもあります。でも、次の試合になればまた集中する。だから、落ち込んでる暇なんて、これまでなかったといってもいいかもしれません。ラグビーを通してもう一つ教えられたことは、自分の弱さから決して目をそらさないということ。どんな人にも弱さ、つまりコンプレックスがあります。これが無い人は、わたしの目から見れば、人間としての成長を止められた人のように映ります。弱さというのは、強さが欠如していることではなくて、弱さこそ、実は強さの源だからです。自分の弱さを自覚して、それを克服しようとする行動力や姿勢こそが、本当の強さなのです。

自分に負荷をかける

「自分の好きなことを、他人に縛られず自由にする」。講演などで若い人たちに、自主性って何だろうって問い掛けてみると、こんな答えが返ってくるものがあります。時代の流れのなかで、個人主義や自由が尊重されるのはいいことです。しかし、その意味を履き違えてしまっている人もいます。

自主性とは、実はもっと厳しいものです。自分の目的を達成するために、新たな手段を考えたり、もっと真剣に模索してみたりすることだと思ふのです。つまり、自分にあえて『負荷』をかけてみることです。自分で自分をマネージメントする力を養うこと。これが、真の自主性です。

プロフィール

平尾 誠二<ひらお・せいじ>

1963年京都市生まれ。中学でラグビーを始め、伏見工業高校3年のときに全国優勝。同志社大学進学後も天才プレーヤーとして注目を集め、19歳2カ月の史上最年少で日本代表に選ばれる。83年から史上初の大学選手権3連覇。86年神戸製鋼に入社し、社会人選手権と日本選手権でV7を達成する。97年第一線から退き、日本代表監督に就任。98年11月のW杯アジア地区最終予選で日本は全勝を飾り、今年10月に英国（ウェールズ）で開かれる本大会への出場を決める。

地域振興券で地域経済の活性化を

村では、国の緊急経済対策を受けて、個人消費の拡大と地元商店など地域経済の活性化を図るため、全額国庫負担による地域振興券（商品券）を発行します。

この地域振興券は、子をもつ若い親や高齢者などの購買力を高め、その使用期間を六カ月とすることにより、短期間に消費を拡大し、景気回復に役立てることを目的としています。

交付対象者

地域振興券の交付対象者は、平成十一年一月一日（基準日）において、次の要件に該当する方が対象になります。基準日については全国統一です。

- (1) 基準日において十五歳以下（昭和五十八年一月二日以降生まれ）の子供がいる世帯の世帯主（永住外国人等を含む）
- (2) 次のいずれかに該当する人
 - (a) 老齢福祉年金
 - (b) 障害基礎年金
 - (c) 遺族基礎年金
 - (d) 母子年金、準母子年金又は遺児年金
 - (e) 児童扶養手当
 - (f) 障害児福祉手当又は特別障害者手当等
- (3) 一部 非課税要件があります。
- (4) 次のいずれかに該当する人

- (1) に該当する人を除く
- (a) 生活保護の被保護者
- (b) 社会福祉施設への措置入所者等

- (3) 六十五歳以上（昭和九年一月一日以前生まれ）の人で、平成十年度分の村民税（所得割）非課税であつて、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要としている人（前述(2)に該当する人及び基準日において継続して三カ月を超えて病院・老人保健施設に入院・入所している人を除く）
- (4) 平成十年度分の個人の村民税非課税である六十五歳以上（昭和九年一月一日以前生まれ）の人（前述(2)及び(3)に該当する人は除く）
- ※(2)の一部、(3)及び(4)においては、その人が他の人に係る同年度分の村民税における控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合にあつては、当該他の人に個人の村民税の納付すべき額として確定した額がない場合に限ります。

① 交付対象者(1)の世帯主に十五歳以下の子供一人につき二万円を支給します。

② 交付対象者(2)から(4)までの方に二万円を支給します。

③ 交付対象者(1)の世帯主に十五歳以下の子供一人につき二万円を支給します。

④ 交付された本人及びその代理人・使用者に限り使用が可能です。

地域振興券

交付額



申請及び交付

- ① 交付対象者(1)の世帯主に対し、後日地域振興券引換え申請券を配達記録郵便でお届けします。世帯主は、受領後所定の書類を提示して地域振興券の交付を申請してください。
- ② 交付対象者(2)から(4)の方は、国民年金証書、非課税証明書その他必要な書類を提示して、地域振興券の交付を申請してください。
- ③ 地域振興券の交付申請場所と日時 は次のとおりです。

■地域振興券配布日時

交付日	交付時間	交付対象地区
3月1日(月)	9時～16時	長岡（1～3区）
3月3日(水)		山子田（4～7区）
3月4日(木)		新井（8～12区、20・21区）
3月5日(金)	9時～17時	広馬場（13～19区）
3月6日(土)		全 村（上記日程では都合のわるい方）
3月7日(日)		

※交付場所は、全日とも農民研修館。

地域振興券を使用できる事業者

榛東村の発行する地域振興券を扱える事業者は、村内に店舗がある事業者に限られおり、特定事業者として村に登録することが必要となります。

① 特定事業者の業種等は、小売業、飲食店、洗濯・理容業、旅館、医療等の各種サービス業、運輸通信業（旅行業を含む）、建築業、造園業、村が営むサービス業です。



▲地域振興券のポスター（右）と利用できる事業者（上）

② 特定事業者となることを希望する事業者は、地域振興券使用期間内に登録申請書を提出し、登録してください。特定事業者として認定されずその後、登録証明書・ポスター・ステッカーが交付さ



れます。（村は商工会に特定事業者の募集・登録事務をお願いしています。）

③ 登録された特定事業者は、地域振興券の持参者に、券面記載の金額に相当する物品の販売、貸付又は役務の提供を行います。

④ 地域振興券は、榛東村に登録された特定事業者に限り、使用できます。

※村では、一月十二日に特定事業者募集説明会を開催しました。なお、一月二十日までに申請のあった登録事業者は下記のとおりです。

破損・紛失・盗難

破損の程度によりますが、セロハンテープ等により補修したもののについては、原則として使用できません。破損の程度がひどく、特定事業者に受領を拒否されると思われる場合は、破損した地域振興券を役場に持参し、再発行を申請してください。

また、紛失や盗難にあった場合は、原則として本人の責任であり、再発行は行いません。ただし、天災・大規模な事故等本人の責めに帰し得ないことが明らかな事案が生じた場合には、使用・換金がされてない事実が確認できれば再発行する場合もあります。

▼地域振興券に関するお問い合わせは、役場産業振興課（☎五四・二二二一内線二〇〇～二〇二）までお願いします。

榛東村地域振興券特定事業者名（地域振興券が使える事業所）

（平成11年1月20日現在・順不同）

屋号・法人名	取扱品等	屋号・法人名	取扱品等
小 売 業			
岩田商店	煙草、食料品、米	エムケイ商会(株)	衣料品
フレッシュショップまるぜん	食料品	小松屋商店	酒、食料品
高野辺商店	酒、食料品、煙草	ユアサデンキ	家電製品
(株)エーコープ群馬しんとう店	各種食料品	総合衣料シバモト	衣料品、雑貨
高橋商店	金物、荒物	フラワーショップ湯浅	生花類
立川商店	菓子、雑貨、雑誌	湯浅商店	煙草、雑貨
萩原綿ふとん店	寝具一般、綿加工	サンエブリー群馬しんとう店	各種食料品
群馬葡萄酒(株)	ワイン製造、販売	草間酒店	酒、生鮮食料品
(有)ハルナ油脂商会	ガソリン販売	小山ストアー	生鮮食料品
K A Z の店	家庭用雑貨	(有)ユアサ薬品	医薬品、生活用品
シゲタ酒店	酒類、食料品	小林ふとん店	寝具、体育着
立見商店	木材、新建材、金物	振興センター	文房具、靴
上榛石油販売	ガソリン販売	松岡商店	酒、煙草、雑貨
森永牛乳萩原販売店	牛乳販売	吉沢商店(エーコープつつじが丘)	青果食料品
つつじが丘電器	家電製品	中島商店	煙草、食料品
湯浅屋 米穀店	米穀、煙草	(株)とみつね	各種食料品
とみざわ酒店	酒類	(有)加藤モータース	自動車販売修理、ガソリン
コリ ハートアンドグリーン榛東店	工具、金具等	セブン・イレブン榛東広馬場店	各種食料品
リカー&フードすぎた	酒、食料品	(有)清水モータース	自動車販売修理
斉藤百貨店	衣料品、履物	青木屋	煙草、食料品
青山製菓	和洋菓子		
飲 食 業			
焼肉なるみ	焼肉、精肉	毛利多	飲食物
かね八	飲食物	食事処 竹家	飲食物
(有)中華大橋	飲食物	食事処 大川	飲食物
小料理 小政	飲食物	柿ノ木坂食堂	飲食物
かぐや姫	飲食物	双葉寿司	飲食物
焼肉と精肉あずま	焼肉、精肉、飲食物		
サ ー ビ ス 業			
(有)榛東葬祭センター	葬祭業	(株)サンクリーニング	クリーニング
木村理容店	理容	民宿おざわ	民宿宿泊
(有)トツカクリーニング	クリーニング	カットハウス ヤエ	理容
大島治療院	鍼灸、マッサージ	藤井ドライ	クリーニング
建 設 業			
(有)小林水道工事店	水道工事	山二建設(株)	建設、土木業
(有)田島組	土木工事	(有)ミナミ建宅	建築業
そ の 他			
北群渋川農業協同組合榛東支所	農業資材、生活用品	菊地医院	医療機関
中島珠算塾	珠算塾	しんとうふさと公園	飲食物
J A 農畜産物直売所	農畜産物	神田保険事務所	保険代理業
北群渋川農業協同組合広馬場支所	農業資材、生活用品		

『榛東村行政改革大綱』を策定

村では、昨年12月に「榛東村行政改革大綱」分権時代を拓く新たな行政システムの確立」を策定しました。

これまでも、昭和61年及び平成7年に行政改革大綱を策定し、大綱方針に基づき行政改革に取り組んできたところですが、社会経済情勢の変化はもとより、地方分権が実施の段階にきていることから、分権時代にふさわしい行政システムを確立するため新たな行政改革大綱を策定したものです。

基本方針

1 新たな行政体制の確立

地方自治体は地域の総合的な行政主体として大きな役割を担っているが、高度情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まり、あるいは少子高齢化など、近年の社会経済情勢は目まぐるしく変化してきており、その果たすべき役割は益々増大してきている。

また、平成7年5月に成立した地方分権推進法に基づき策定された「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、国と地方との間に対等・協力の新しい関係を築くため機関委任事務制度を廃止し、地方が総合的な行政運営を行う上で障害となっていた職や組織の必置規制を大幅に見直すなど、地方公共団体の自主性、自立性を高め、住民に身近な行政

をできる限り住民に身近な地方公共団体において処理することを基本とする旨が明記された。

その一方で、いわゆる「バブル景気」の崩壊以降、長期化する景気低迷により、地方財政を取り巻く環境は、未曾有の極めて厳しい状況となっている。

これらのことから、これまでの国や県の通達、通知等に倣い全国一律に事務処理を行う依存型・受身の行政スタイル、あるいは前例踏襲型の行政運営からの脱却を図り、地域の実情に即した行政運営を主体的かつ積極的に行うことが強く求められており、限られた財源の中で創意工夫を凝らし、簡素で効率的な行政運営を図るための新たな行政体制を確立することは喫緊の課題となっている。

2 改革の理念及び目標

本村においては、効率的な行政運営の確立に不断の努力を傾注し

てきたところであるが、行政改革の全庁的な推進体制として昭和60年に榛東村行政改革推進本部を設置した。昭和61年及び平成7年には行政改革大綱を策定し、大綱方針に基づき所要の改革を実施してきた。

しかしながら、現下の国・地方の行政を取り巻く環境は、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えており、これまでより以上の取組みが必要とされている。つまり、単に合理性・効率性のみを追求する形の改革では、もはや不十分であり、行政の質的向上を図ることが改革の旨とされなければならない。

したがって、無駄を省き効率性を高めることはもとより、地域の総合的な行政主体として、主体性を発揮し、独創性に満ち、個性豊かな地域づくりを実現するための行政システムを構築するために何が必要で何が不要であるかという視点に立った上で、次の区分に従い改革を進めることとする。

◇主体性を発揮できる行政体制の確立

地域の総合的な行政主体として、国・県に対する依存体質や横並び体質及び前例踏襲の体質から脱却し、主体的・完結的に

対応できる行政体制を確立する
◇徹底した行政運営の簡素・効率化

厳しい財政状況に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式を徹底する等、簡素で効率的な行政運営を推進する

◇社会経済情勢の変化への柔軟な対応

社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題を的確に把握し、多様化する住民の行政需要に即応するため、実施すべき施策の適正な選択を図り、各行政分野が有機的に連携する総合的・機能的な施策を推進できる行政体制を確立する

◇公正の確保・透明性の向上

住民に開かれた、わかりやすい村政を実現するため、住民参画のもとに行政運営における公正の確保及び透明性のより一層の向上を図る

◇行政の情報化の推進

情報の取扱いに関するセキュリティに十分留意しつつ、情報通信機器等の積極的な導入を図り、行政情報の電子化とその総合的な利用を推進する

3 改革の推進体制

改革の課題の具体的な実施は、榛東村行政改革推進本部において検討を行い、村議会等の意見等を踏まえ、毎年度「行政改革実施計

進の基本である」とされた。

今後、地方分権推進計画に基づき、機関委任事務の廃止、必置規制の改廃等所要の制度改正が行われることにより、国の関与の縮減、地方における自己決定権の拡充等、地方の自主性が高められることとなる。これは、国や県からの通達、運用基準等に従い事務処理を行うという「マニュアル型行政スタイル」からの訣別を意味し、住民の行政需要に基づき、地方の特性を活かした創造性あふれる様々な施策を地方の責任において企画立案し、自己完結的に事務処理を行うスタイルへの転換を図る必要があるということである。

本村においては、平成9年度に大幅な行政組織機構改革を行ったところであるが、縦割り行政によるセクショナリズムを打破し、新たな行政課題に即応した施策を総合的・機能的に展開できる行政組織機構について間断なく見直しを実施するものとする。

介護保険制度の円滑な実施に資するため、保健・福祉分野が有機的に連携する組織機構のあり方について引き続き検討を行うとともに、陸上自衛隊の改編による、第12師団相馬原駐屯地の空中機動旅団化対策、あるいは、平成17年度に予定されている新村庁舎建設について、専断的に調査・検討を行うための組織の新設等について検討を行うこととする。

②法令に基づかない審議会等の統廃合

法令に基づかない審議会等について、設置目的、委員等の構成及び委員定数、開催状況（回数、内容等）が形骸化していないか等、村議会議員の兼職等、について検討を行い、行政のスリム化を推進するため、終期の設定、同種類似審議会等の統廃合等について抜本的な見直しを行うこととする。

また、住民の積極的な行政参画に資するため、村行政全般に渡る審議会等（法令に基づくものを含む）への委員等の登用については、委員定数の一定割合に係る公募制の導入や女性委員及び若年層委員の登用等について積極的に検討する。

③人材育成の推進

分権型社会において求められるのは、地域の特性を活かした適時適切な施策の自己完結的な実施である。

多様化した住民の行政需要に即応し、主体的な行政運営を行うためには、職員一人ひとりが、これまでの横並び意識、国や県への依存意識、前例踏襲の行政慣行等から脱却し、自ら施策の方向や実施方法等を考え行政運営に当たるという意識改革を進めることが肝要である。

人材の育成方策のひとつとして、職員研修の重要性はいままでにも

いことであるが、職員の自己啓発・自己研さんなしには、研修の効果は期待できないことから、OJT (on job training) を中心とし

意識改革を助長することとする。そのために、管理職員に対する効果的な研修を計画的に推進することとし、本村独自の研修制度の充実方策について検討を行うこととする。

また、職員一人ひとりの政策形成、法規事務等について、より一層の能力の向上が求められているところであることから、平成5年度に制度化された職員自主研究制度や他の地方公共団体との人事交流制度の有効活用等により、職員の自己啓発や幅広い見識の取得を促進するほか、時代の変化に対応した人材の育成を積極的に推進するため、「人材育成基本方針（仮称）」を策定することとする。

④専門職の養成

高度化する住民の行政需要は、特に福祉・土木分野において顕著であり、専門職の確保を図る必要性を十分認識しているところであるが、人事の硬直化・停滞につながらないよう、群馬県をはじめとする他の地方公共団体との人事交流や自治大学校等の全国的な研修機関に対する派遣研修の積極的活用を図ることにより職員の資質向上を推進し、専門職の養成を図ることとし、行政需要の質的・量的

画」を作成し、計画的に行うこととする。

改革の推進は、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢が必要であり、職員一人ひとりの意識改革が重要であることは言うまでもない。したがって、全ての職員は、改革の理念を自分の問題として捉え、意欲的に参画し、主体的な創意工夫を講じるよう努めるものとする。

本大綱に基づく行政改革の確実な実施に資するため、毎年度各所属において、個別具体的実施計画を策定するものとする。

改革の内容

1 主体性を発揮できる行政体制の確立

①行政組織機構のスリム化

これまでの中央集権型の行政システムの中では、国の縦割り行政に組み込まれた形での組織・機構が、その善し悪しは別として機能的であるという側面があったことは否定できない。常に国や県の動向に注視し、いわば国や県の顔色を窺う形での行政運営を行ってきたこともまた事実である。

しかしながら、昨年5月に政府が策定した地方分権推進計画において、国と地方が対等・協力の新しい関係を築くことが地方分権推

進に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（地方自治法二条一三項）という地方自治運営の基本原則に立ち、行政と民間との役割分担のあり方、行政の責任領域の明確化について改めて見直しを行う必要がある。

既存事務事業の見直しに当たっては、単に経費の節減のみの視点にとどまらず、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、行政効果等を十分に吟味し、より簡素で効率的な行政運営の確保を基本として見直しを実施する。

さらに、予算編成を通じた事務事業の見直しを今後も継続することとし、既定経費の振替えにより、住民の行政需要に応じた新規重点事業を積極的に導入する等、経費の効果的配分に努めることとする。

また、国庫補助事業であるが故に安易に事業採択する方法を改め、真に住民の福祉向上のための施策であるかどうかの視点から見直しを実施するものとする。



②村単独補助金等の整理合理化

補助金等のうち村単独補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化等により抜本的な整理合理化を図る。

見直しの結果、継続することとされた補助金等についても、事業規模を精査する等、補助金額の適正化に努めるとともに、終期の設定等について積極的に検討を行う等、補助金等総額の抑制に努めることとする。

また、村単独補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあつては、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに不断の見直しを行うこととする。

③適正な定員管理の推進

職員の定数管理については、従来から事務事業の見直し、事務のOA化の推進、民間委託の実施等により、その適正化に努めてきたところである。さらなる定員の適正化に資するため、平成7年10月には「榛東村定員適正化計画」を策定し、平成12年度までに総職員数を4人減員することとしたが、計画終了年次を待たずして減員目標を達成したことや、介護保険制度の実施、地方分権の進展などを踏まえ、本年度中に、平成11年度から平成13年度までの3年間を計

画年次とする新たな定員適正化計画を策定することとする。

なお、住民の理解と協力を得ながら適正な定員管理を推進するため、平成8年度から村広報紙において定員状況の公表を行ってきたが、住民のより一層の理解に資するため、平成10年度から定員適正化計画及び当該計画の進捗状況をあわせて公表することとする。

適正な定員管理を推進するためには、職員一人ひとりの能力開発は喫緊の課題である。

「人材育成基本方針（仮称）」に基づき、時代の変化に対応した人材の育成を積極的に推進することとし、職員研修の充実を図ることとはもとより、職員の自発的な意識改革、職員相互間における意識啓発の増進や政策立案能力の向上を推進するため、職員自主研究制度の有効活用を図るほか、職員提案制度の導入を検討することとする。

また、職員の個性、能力を最大限引き出し組織の活性化を図るため、適材適所の原則に従った職員配置を行うとともに、人材を幅広く活用する意味からバランスのとれた人事異動ローテーションに努め、定員の適正化に資することとする。

④適正な給与と制度の推進

地方公務員法において、職務給の原則、均衡の原則、給与条例主

義、が職員の給与の根本原則であると定められている。

本村の職員給与制度は、概ね国の制度に準拠しており、その運用についても適正に行われているところである。

国家公務員の学歴別・経験年数別平均給料額を100として算出するラスパイル指数についても、本村の一般行政職に係る数値は、昭和59年で102・2、昭和60年には100・0であったが、昭和61年に99・6（各年4月1日現在）となつて以降、ここ10年間は、概ね九七から九八の間で推移しており、適正な給与水準が維持されている。

これまでも給与制度の適正化に意を用いてきたところであるが、平成8年12月には、特殊勤務手当のうち特殊自動車運転業務手当及び夜間交換業務手当を廃止し、一層の適正化に努めた。

今後も引き続き、国の制度又は自治省の条例案に準拠していない一部の特殊勤務手当及び退職時特別昇給について見直しを行うこととし、あわせて国の制度に準拠している特殊勤務手当についても、その支給対象、支給基準等について全面的な見直しを行い、適正な給与制度の確立を図ることとする。

また、定員状況等とあわせ、職員の給与費の状況についても平成8年度から公表を行ってきたが、住民の一層の理解と協力に資する

ため、今後も継続して公表を行うこととする。

⑤財政の健全化

これまで、行政需要は増加の一途をたどり、本村の普通会計決算ベースで、昭和63年度の二、八八五百万円に対し、平成9年度には四、八六三百万円で、この10年間で、実に68%の増加となっている。このうち人件費（特別職の給与、報酬等を含む）は、昭和63年度の六四四百万円に対し、平成9年度には一、〇一五百万円であり、57%の増加となっている。また、公債費は昭和63年度の二七八百万円に対し、平成9年度は七四九百万円となっている。

決算総額に占める人件費率は、この10年間、概ね20%前後で推移しているが、公債費比率は、昭和63年度の10%に対し、平成9年度には15%となっている。（平成9年度については、財政の健全化のため繰上償還を行ったことにより公債費比率が増大しているが、繰上償還分を除くと公債費比率は12%となる。）

国・地方を通じる財政の増大により、国民負担も年々増え続けていることから、行政コスト意識の徹底が求められるところであり、財政構造の悪化につながる人件費、公債費をはじめとする義務的経費の抑制に努めるとともに、経費全般について徹底的な見直しを行い、

その節減合理化を図る。

また、村民税、固定資産税をはじめとする村税の収納割合は、ここ数年低下傾向にあり、住民の納税意識の低下が懸念されることとなつてきていることから、徴収率の向上のため、課税客体、課税標準等の的確な把握、納税の啓発等を行うとともに、滞納整理の着実な実施を行うこととする。

さらに、村税以外の収入についても、受益と負担の公平を確保するため、応能負担、応益負担の原則に立ち返り、法令等による制限があるものを除き、使用料及び手数料の適正化を図るとともに、使用料等の減免の適用範囲を見直す等、自主財源の確保に努めることとする。また、法令等による制限があるものについても、その制限が実態に即していないものについては、全国町村会等を通じ、その改善を国に要請することとする。

所期の目的を達成し、施設の取壊し等を行った当該施設の敷地や社会経済情勢の変化等により普通財産に所管換えを行った村有地、あるいは、社会経済情勢の変化等により遊休化している村有施設等について、有効利用のための方策を検討するとともに、貸付け、売払い等の処分についてもあわせて検討を行うこととする。

⑥各種任意団体の自主運営の促進

各種任意団体等（その設置根拠

④住民への情報提供、住民参画等

行政改革の推進は、住民の理解と協力なしには果たし得ないものであることから、本大綱を住民に對し公表することはもとより、本大綱に基づく実施計画及び当該計画の進捗状況等を逐次村広報紙において公表することとし、併せて当該実施計画等に対する住民の幅広い意見を募ることとする。

5 行政の情報化の推進

①行政の情報化の推進

データの総合的・横断的な活用、事務処理の連携等行政の情報化をさらに進めることにより、新たな住民の行政需要への対応や、行政事務の一層の高度化、効率化を推進するため、平成8年3月に策定した「榛東村OA化推進計画」に基づき、引き続き行政の情報化を推進することとする。

②窓口における対応の改善と行政サービスの総合化

住民の価値観や行政需要は複雑多様化しており、これに対応した行政事務及び住民サービスが求められるところである。窓口における接遇のより一層の向上を図るほか、窓口業務のネットワーク化をより一層推進するとともに、各種証明書の交付事務の自動化について検討を行う等、住民の立場に立った行政サービスの向上を推進する。

6 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

3 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

①地方分権に対応した簡素効率化と総合化

地方分権推進計画は、地方分権の推進は、住民に身近な行政をできる限り住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行われなければならないとし、また、「地方公共団体の行政体制の整備・確立」と題する章を設け、地方公共団体における行政改革の推進等について要請している。少子高齢化、国際化、高度情報

化の進展に伴い、行政需要は益々複雑多様化するとともに、地方分権の推進に伴い事務量も増大することになり、それらに適切に対処していくためには、より効率的な行政運営を推進しつつ、新たな事務の受け入れ体制を整備していくことが必要になってきている。

そこで、個別具体の事務事業について、各所属における事務の特性に応じた簡素効率化の推進方策を検討し、実施可能なものから逐次事務改善を行うこととする。また、住民へのサービス提供や施策の実施に当たっては、組織相互間の横断的な調整を行う等、国の縦割り行政に組み込まれた形での組織運営を排除し、住民の利便を最優先とした、より総合的な行政サービスと施策展開の実施について配慮するものとする。

②民間委託の推進

本村における事務事業の民間委託については、住民サービスの向上及び行政の効率化を図るため、これまでも施設管理業務、土木工事測量設計業務、電算処理業務、保育所の一部等、各分野において推進してきたところである。

今後、高度行政需要に対応するとともに、行政責任の明確化を図りながら次の観点から、民間委託の実施について積極的に検討を行うこととする。・特殊又は専門的な技術・技能

を必要とするため、民間等の専門技術を活用すべきもの

・時期的に集中し、あるいは事務事業の繁閑が著しく、年間を通じると村職員を確保する必要性が希薄なもの

③広域行政関係

都市化の進展と住民の生活圏の広域化が進行していく中で、住民の広域的な行政需要を充足するため、さらにはスケールメリットによる事務処理の効率化の観点からも、公共施設の広域利用を推進する等、圏域内におけるより一層の連携の強化を図ることとする。

4 公正の確保・透明性の向上

①行政事務手続の簡素合理化

行政手続法の趣旨及び榛東村行政手続条例の規定に基づき、行政手続における公正の確保、透明性の向上を図ることはもとより、その手続のより一層の簡素合理化を推進し、処理日数の短縮を図る等、規制緩和及び申請手続の負担軽減に取り組むこととする。

行政事務手続の簡素合理化は、住民の利便に資することはもちろん、地方分権の進展による国と地方自治体間における事務の再配分に備える観点からも、積極的な対応を行うこととする。





郡大会で優勝し、県大会出場を果たした7区チームのみなさん



消防団員の服装点検をする村長

子供たちの新春行事となっている「第三十回村子ども会上毛かるた大会」が、一月十七日、南部コミュニティセンターで行われ、団員ら百二十人余りが参加しました。

観閲者である村長の出初め式宣言に始まった式典では、姿勢服装点検の後、第一分団と第二分団の団員が手際よく赤と緑の水を使ったポンプ操法訓練の様子を披露しました。

今年の大会は、団体戦・個人戦とも低学年（小学校一～四年）・高学年（同五～六年）に分けて実施されました。

保護者のみなさんが見守るなかで繰り広げられた熱戦の結果は次のとおりです（○内は順位、太字は郡大会出場者、敬称略）。

【団体戦】▼低学年①7区②13区③9区▼高学年①1区②19区③10区A

【個人戦】▼低学年①村口聡（1区・四年生）②石田章子（8区・四年生）③狩野一機（7区・四年生）▼高学年①浅見祐介（8区・六年生）②栗原正臣（4区・六年生）③早川智美（17区・五年生）



小学五・六年の部、村代表の1区チーム



郡大会で個人戦3位に入賞した早川さん

※2位の栗原君が都合で郡大会に出場できなかったため、3位の早川さんが代わって出場。

村の大会で郡大会の出場権を得たみなさんは、一月二十四日に子持村中央公民館で行われた「平成十年年度北群馬郡子ども会上毛かるた大会」に出場し、団体戦小学三・四年生の部で7区チームが優勝、同五・六年生の部で1区チームが三位に入賞、個人戦小学五・六年生の部で17区の早川智美さんも三位に入賞しました。

優勝した7区チームは、二月七日に群馬アリーナ（前橋市）で行われた県大会に出場しました。

熱戦の子ども会上毛かるた大会 郡大会7区が優勝

消防団の出初め式

人命救助で田中さんに感謝状

たほか、全員が分列行進を行い関係者にその雄姿を披露しました。

また、式典の席上、村および消防団から次のとおり無火災行政区などの表彰がありました。

【人命救助感謝状】
田中加津恵さん（1区）
（昨年十二月に村内で発生した建物火災の際に、急いで現場に駆けつけ、建物内にいたお年寄りを無事救出しました。）

【無火災行政区】
第18区（無火災10年間）
【無火災分団】
第一分団（同2年間）
第四分団（同1年間）



人命救助で感謝状を贈られる田中さん



熱戦が繰り広げられた村の大会



活発な意見交換が行われた農家塾



好評だったふるさと公園の甘酒のサービス

村の名所が正月二日から新春営業

村の名所となっている「ふるさと公園」や「耳飾り館」、「ふれあい館」では、お正月をふるさとで過ごすというみなさんに利用していただくようと、二日からそれぞれの施設が新春営業を行い大勢のお客さんが訪れていました。

ふるさと公園では、来園者にさといもをプレゼントしたり、甘酒を無料でサービスしました。また、耳飾り館では、来館者のみなさんにくじ引きにより、しんと温泉

の特別招待券や榛東ワインなどのお年玉をプレゼントしました。

この新春営業に、ふれあい館には三千人余り、耳飾り館には百人余りの方が訪れたそうです。

車両2台が社会福祉協議会に贈られる

昨年末から今年始めにかけて村社会福祉協議会に福祉事業に役立ててほしいと車両が2台贈られました。

1台目は、日本テレビでお馴染みの24時間テレビ「愛は地球を救う」から贈られたふとん乾燥機能付き移動入浴車。昨年末に都内で行われた贈呈式に出席した坂庭会長に、同番組に全国のみなさんか

ら寄せられた善意により福祉車両が贈られました。これまでは、北部社会福祉協議会所有の同様の車両を近隣六町村で共同利用していましたが、今回の寄贈でよりきめ細かい福祉サービスが可能になると村社会福祉協議会では、さっそくこの車両を移動入浴に使用しています。

2台目は、榛東II吉岡ライオン

ズクラブから贈られたもので、同クラブが今年、結成二十周年であることから記念事業として本村社会福祉協議会と吉岡町社会福祉協議会に軽自動車2台を寄贈されました。

社会福祉協議会では、この二台の車両を有効に活用し、榛東村の社会福祉活動の、より一層の充実を図りたいと話していました。

第七回 農家塾を開催

村長を塾長とする「榛東村農家塾」が一月二十二日、農民研修館で開催されました。

村・渋川地区農業改良普及センター・渋川財務事務所との共催で開催されたこの農家塾に農業に熱意を注ぐ約六十人が出席、平成七年度から始められたこの農家塾も今回で七回目の開催となりました。

普及センターの松井次長から「渋川広域における農業・観光・教育一体の新しい農業・農村づくり」

と題された提言が行われた後、県農業経営士の早川敏夫さん（18区）、ぶどう園主で群馬葡萄酒専務の一倉悦雄さん（13区）、手作りハム夢工房の斉藤敏夫さん（6区）、すずしろ饅頭製造の村上隆一郎さん（18区）、民宿しおさわの塩沢利雄さん（4区）、りんご園主の樋口信吾さん（2区）らが「地元農産加工品を食べながら明日の榛東村の観光農業を語る」をテーマに意見発表。

続いて、伊香保町観光協会の荒井真一さんが観光地「伊香保」の現状を説明。最後には、出席者全員による質疑や意見交換が行われ、出席者がそれぞれの立場で意見や要望を発言していました。

また、会場には榛東ワインや手作りハムなども用意され、休憩時間を利用して本村の農産加工食品の試食も行われました。



車を贈るライオンズの竹内会長（中央）と20周年記念実行委員会の柴崎委員長（左）



日本テレビ「愛は地球を救う」チャリティ委員会から贈られたふとん乾燥機能付き移動入浴車



何が当たるかな？

除外手続きを忘れずに 受付は3月1日から31日まで

農地を転用する場合、まず、その農地が農振法に基づく指定区域（以下農用地区域という）に入っているかどうかを確認する必要があります。農用地区域であるかどうかについては、産業振興課まで照会してください。

農地の転用を計画している場合には、三月一日から三十一日までが、農振（農用地区域）除外申請

の受付期間となっていますので、産業振興課で手続きをしてください。

手続きに必要な書類

- 一、申請書（産業振興課に用意してあります）
- 二、申請する土地の登記簿謄本
- 一通（群馬町にある登記所で発行しています）
- 三、申請する土地の公図の写し

（群馬町の登記所または役場税務課で発行しています）

四、印鑑

五、配置図（一筆の一部を除外する場合）

六、代理人が届け出る場合は、委任状および印鑑証明書

▼詳しいことは、産業振興課

（五五・二二一内線二〇〇〇二〇二）まで

国民年金 現況届は誕生日に提出しましょう

年金を受けはじめて二回目の誕生日からは現況届の提出が必要です。

現況届は年金を受ける権利があるかどうかを年一回確認する大事な届です。誕生日の初旬頃に社会保険庁から現況届の用紙が送られますので、誕生日内に必要事項を記入して50円切手を貼ってポストへ。提出されないと年金の支払いが一時ストップされますので必ず提出してください。もし紛失してしまったときは、住民課年金係または社会保険事務所に用紙がありますのでご利用ください。

新前橋年金相談サービスセンター

新前橋年金相談サービスセンター

ターをご存じですか。

国民年金・厚生年金に関する相談はもちろん、年金を受けるための請求書の受付など、社会保険事務所の年金相談窓口と同じです。JR新前橋駅のすぐ近くです。とても便利です。ぜひご利用ください。

☆所在地

前橋市古市町一・五〇一
吉野屋ビル二階

国民年金の保険料は忘れずに納めましょう

国民年金の被保険者のうち、農業や自営業、学生などの「第一号被保険者」は保険料を役場または金融機関に自分で納めに行かなければなりません。そのため、忘れてそのままにしてしまうと、年金額が減額されたり全く受けられなくなってしまう場合もあります。納め忘れがなくなるように、毎月自動的に口座から引き落とされる「口座振替」のご利用をおすすめします。また、保険料をまとめて前払いする「前納制度」は割引もあるのでお得です。

▼国民年金に関するお問い合わせ及びご相談は、住民課年金係（五五・二二一内線一〇五・一〇六）または渋川社会保険事務所（五二・二一六・一一）まで

情報 / 知らせたい

県立高崎工業高校

高工専科生（建築）

を募集します

高等学校を卒業した社会人を対象に、夜間を利用して専門教科（建築）の知識・技術を習得してもらおうと専科生の募集をします。

募集人員と年限
三十名（男女）、夜間二年間

受験資格
高等学校（建築科以外）卒業者

選抜方法
出願書類審査及び面接試験

出願書類
出願書類（用紙は本校で配布）

(1) 入学願書（用紙は本校で配布）

(2) 卒業証明書及び成績証明書
■願書受付期間
○第一次募集
三月九日（火）～三月十二日（金）
○第二次募集
四月十三日（火）～四月十四日（水）

■修学費用
初年度九万八千円程度
二年度四万九千円程度

■取得資格
卒業後実務経験三年で二級建築士の受験資格。在学中（卒業見込）

■入学資格
①中学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力がある者
②認められた者
③平成十一年三月中学校卒業見込みの者
④県内に住んでいるか勤務している者
⑤編入学：①旧制中学を卒業した者
②高等学校を中退した者
③入学選考：提出された書類について選考します。学科試験は実施

しません。

■その他①学習方法：面接授業（月二回・日曜日及び土曜日に登校して授業を受ける）で学習が進められ、自宅学習を中心に行うレポートの提出、試験等を経て単位を修得②経費：年間約一万五千円程度③手続き：出願書類は本人が直接持参して提出。期間は三月二日～四月二日。

高崎高等学校 通信制入学案内

県立高崎高等学校では、通信教育を受ける生徒を募集します。通信制は、全日制・定時制と教育内容は同じです。働きながら、あるいは家事に従事しながら自学自習を中心とした学習を行い、三年以上在学して規定の条件を満たせば、高等学校卒業の資格が得られます。男女共学制で現在15歳から70歳代の人が学んでいます。

■入学資格：①中学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力がある者
②認められた者
③平成十一年三月中学校卒業見込みの者
④県内に住んでいるか勤務している者
⑤編入学：①旧制中学を卒業した者
②高等学校を中退した者
③入学選考：提出された書類について選考します。学科試験は実施

しません。

■その他①学習方法：面接授業（月二回・日曜日及び土曜日に登校して授業を受ける）で学習が進められ、自宅学習を中心に行うレポートの提出、試験等を経て単位を修得②経費：年間約一万五千円程度③手続き：出願書類は本人が直接持参して提出。期間は三月二日～四月二日。

▼入学についてのお問い合わせ及び出願書類の請求は、高崎高等学校通信制（五二・二七・三二四・〇七四・三三七・〇一〇八六一・高崎市八千代町二・四一）

しません。

■その他①学習方法：面接授業（月二回・日曜日及び土曜日に登校して授業を受ける）で学習が進められ、自宅学習を中心に行うレポートの提出、試験等を経て単位を修得②経費：年間約一万五千円程度③手続き：出願書類は本人が直接持参して提出。期間は三月二日～四月二日。

▼入学についてのお問い合わせ及び出願書類の請求は、高崎高等学校通信制（五二・二七・三二四・〇七四・三三七・〇一〇八六一・高崎市八千代町二・四一）

しません。

■その他①学習方法：面接授業（月二回・日曜日及び土曜日に登校して授業を受ける）で学習が進められ、自宅学習を中心に行うレポートの提出、試験等を経て単位を修得②経費：年間約一万五千円程度③手続き：出願書類は本人が直接持参して提出。期間は三月二日～四月二日。

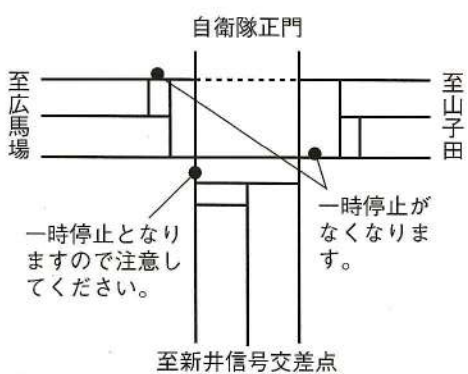
▼入学についてのお問い合わせ及び出願書類の請求は、高崎高等学校通信制（五二・二七・三二四・〇七四・三三七・〇一〇八六一・高崎市八千代町二・四一）

自衛隊正門前の交通規制が

変わりました

【交通事故第一当事者ワーストランキング23位】

自衛隊正門前の交通規制（一時停止が先月から変わっています。新しい規制では、新井交差点か



また、交通人身事故の第一当事者（過失の割合）が大きい当事者の単位人口比率によるランキングで本村は、平成八年ワースト一位、平成九年ワースト四位と県下でも最悪という不名誉な結果が続いていました。交通関係者をはじめ村民みなさんのご協力により昨年はワースト二十三位という順位でした。今後も交通ルールを守り、事故を起こさないよう、遭わないように注意して運転してください。

山火事予防運動 3月1～7日 火を防ぎ 緑の山から 広がる未来

平成9年中に発生した林野火災は全国で3,766件。1日当たり約10件もの山火事が起きています。焼損した面積は約3,124haで、東京ドームの約670個分の森林資源や緑が失われたこととなります。

失火が半分以上

山火事の出火原因の半分以上を「たき火」「たばこ」「火入れ」、つまり、失火による火災が占めています。

ちょっとした不注意が、広範囲な火災を招いているのです。春先は、山菜採りやピクニックなどで入山者が増え、また、空気が乾燥し強風が吹く中での火入れが行われたりします。山で火を使うときには、気象状況や周囲の可燃物の状況に注意するとともに、消火用の水を必ず用意しましょう。また、入山者は、たばこの投げ捨てをしないなど、マナーに気をつけることが大切です。



平成10年分 所得税の確定申告

2月16日（火）～3月15日（月）

申告・納付期限の3月15日間近になると、税務署の窓口は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。申告書は郵送でも提出できます。

●群馬テレビ●
南小が登場！

群馬テレビが毎週月曜日に放送している『くらの放送局』で本村南小学校が紹介されます。みなさんご覧ください。
■放送日/時間
2月22日(月)午後6時45分～7時30分・再放送2月26日(金)午後5時～
■放送内容
○部活動紹介(吹奏楽・サッカー)
○集会活動(児童集会・体育集会等)
○クラブ発表会
○児童会活動等

●環境衛生●
畜産農家のみなさまへ

村では今年度、畜産公害防止薬剤・薬品を購入して、日頃から環境問題に取り組んでいる畜産農家に対し、薬剤購入費の3分の1を助成(最大50,000円)しています。該当する方は、薬剤を購入した時の領収書(平成10年4月1日以降の購入に限る)を用意して、3月20日までに産業振興課まで申請してください。
▶申請及びお問い合わせは、産業振興課農政係(☎54-2211内線200)までお願いします。

●国民金融公庫から●
国の教育ローン

入学金や授業料、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要な教育資金を融資する公的制度として、国民金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は学生・生徒一人につき200万円以内、返済期間は8年以内です。また、在学期間以内で元金の据置もできます。詳しくは国民金融公庫高崎支店(☎027-326-1621)まで。

3月休日当番医

	内科	外科	耳鼻科	歯科
7日	北関東循環器(北橋村) ☎027-232-7111	本沢医院(石原) ☎23-6411	高野外科(新町) ☎24-2454	川島医院(長塚町) ☎22-2421
14日	奈良良医院(東町) ☎25-1155	船曳医院(子持村) ☎53-2530	北條外科(吉岡町) ☎54-6870	森田医院(石原) ☎23-8733
21日	高井医院(下之町) ☎22-0076	菊地医院(榑東村) ☎54-3346	慶生医院(辰巳町) ☎22-0210	ほしかわ歯科医院(石原) ☎24-8835
22日	西沢医院(入沢) ☎22-2324	渋川中央病院(石原) ☎25-1711	関口医院(吉岡町) ☎55-5122	小野上歯科診療所(小野上村) ☎59-2493
28日	中野医院(坂下町) ☎22-1219	駒寄こども診療所(吉岡町) ☎55-5252	加藤整形外科(行幸町) ☎20-1007	佐藤医院(吉岡町) ☎54-2756
				水井歯科医院(赤城村) ☎56-8854

※耳鼻科は診療時間が正午までです。

●ふれあい●
渋川広域
ふれあいフェスティバル

渋川広域ふれあいフェスティバル実行委員会では、広域圏内の文化交流の輪を広げるとともに、地域文化の向上を図ろうと、各市町村の団体によるコーラス(本村からは榑東グループコーラスのみなさんか出演)及び茶道、大正琴の発表と、全国各地で活躍している尺八演奏者個一生さんと個組の公演を行います。ぜひお出かけください。
■日時…3月7日(日)・正午開演
■場所…北橋村中央公民館
■その他…入場料無料
▶問い合わせ…榑東村教育委員会社会教育課(☎54-2573)まで

●事業主のみなさんへ●
求人申込書の様式が
変わります

改正男女雇用機会均等法の施行により、平成11年4月1日から男女別による労働者の募集・採用が禁止されます。このため、求人申込書の採用人数欄から男女別の記入欄が削除され、すべて男女不問の様式となります。
▶お問い合わせは、ハローワーク渋川・求人担当(☎22-2636)まで

チャレンジ200の定着
ストップザ10渋川
管内の交通事故死者10人以下をめざして(渋川警察署より)

●ちょっとお耳を●
●青色申告●
あなたもしてみませんか
記帳に基づく正しい申告

本村は「青色申告宣言の村」として、税金の節約、経営の合理化に活用できる青色申告を積極的に推進しています。
個人で営業、農業、林業、その他事業を経営されている方は、青色申告をすることができます。
この制度は、自己の毎日の事業取り引きを一定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正確な所得や税金計算をして、申告を行うことを基本とし、青色申告には税法上の特典や、「白色」でできない所得の計算上いろいろ有利な取り扱いが受けられ、節税が図れます。
毎日の正確な記帳を通じて、経営内容も正しく知ることができ、経営方針の決定にも大変役立ちます。
◆青色申告についての相談は…
平成11年分より青色申告を始める方は、この3月15日までに申請手続きが必要です。申請、記帳などのご相談は、商工会の青色申告会、JA(農協)青色申告会、税務署などへお気軽にお尋ねください。
▶商工会(☎54-2318)
▶JA北群渋川榑東支所(☎54-2201)
▶高崎税務署(☎027-322-4711)

税務課より
土地・家屋・償却資産を所有する方へ
役場の税務課窓口で固定資産課税台帳の縦覧を行います。
期間は3月1日～23日(土曜・日曜を除く)
土地・家屋・償却資産を所有する方は、印鑑を持参のうえ、ぜひ、お出かけください。

図書券が
当たる！
広報クイズ

今月もがんばってください。
家族みんなで解いてね。
応募方法は、新聞広告の余白やメモ用紙に答えを書き、区、氏名、年齢、世帯主名を明記して、北小、南小、榑中、農民研修館に置いてある箱に入れるか、役場までお送りください。郵送でも結構です。
また、村政に関するご意見や要望、質問などがありましたら同様にお願いします。
締め切りは、二月二十六日、正解者の中から抽選で七名の方に図書券をお贈りします。



- ★タテのカギ★
①昨年は大雪でした。
②今の季節を英語で。
③歴史の勉強。六四五年、大化の○○○○。
④かまくら、だるま、合戦、スキーに共通する白いもの。
⑤樹木の根から上の方に伸びていて枝・葉を出す太い部分。
★ヨコのカギ★
①緯度○○度。
②○○○○○○のみなさん、頑張ろう！サクラ咲く。
③歌手・松任谷由美の愛称。
④英語では、「コメディー」。



前回の答えと当選者
広報一月号のクイズの解答は、全部で四十通寄せられ、

1	カ	キ	ゾ	メ	キ★
2	ド			ダ★	ク
3	マ★	ー	ガ	リ	ン
4	ツ			ス	ロ
5		カ	イ	ト	ウ
6		ユ★	ル★		

ダイヤルメモ

役場	54-2211
教育委員会	54-2765
農林研修館	54-2573
商工福祉センター(商工会)	54-2211 (54-2318)
ふるさと公園	54-2488
南部コミセン	54-0488
楽集センター	54-0031
児童館	54-7933
耳飾り館	54-1133
ふれあい館	54-1126
社会福祉協議会	55-5294

あなたのこよみ

5	4	3	2	3/1	28
金	木	火	火	月	日
健康相談 受付AM9:30～10:30 心配ごと相談 午後1時～4時 商工福祉センター 協	健康相談 受付AM9:30～10:30 両親学級 午後1時～4時 農地相談 午後1時～4時 農協	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健
19	18	17	16	15	14
金	木	水	火	月	日
健康相談 受付AM9:30～10:30 心配ごと相談 午後1時～4時 商工福祉センター 協	健康相談 受付AM9:30～10:30 両親学級 午後1時～4時 農地相談 午後1時～4時 農協	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健

わたしの暦

27	26	25	24	23	22	21	2/20
土	金	木	水	火	月	日	土
健康相談 受付AM9:30～10:30 心配ごと相談 午後1時～4時 商工福祉センター 協	健康相談 受付AM9:30～10:30 両親学級 午後1時～4時 農地相談 午後1時～4時 農協	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健
13	12	11	10	9	8	7	6
土	金	木	水	火	月	日	土
健康相談 受付AM9:30～10:30 心配ごと相談 午後1時～4時 商工福祉センター 協	健康相談 受付AM9:30～10:30 両親学級 午後1時～4時 農地相談 午後1時～4時 農協	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健	健康相談 受付AM9:30～10:30 日本脳炎予防接種 午後1時～4時 保健

行事・時間・場所・問合せ先の順に掲載されています。

健診を受けよう!!

自分では「健康だ」と思っている、気づかぬうちに病気がじわじわと進行している場合があります。特にがん、心臓病、脳卒中をはじめとする生活習慣病は、初期の自覚症状がほとんどないため、早期に見つけるためには、健診を受けることが必要です。面倒くさい、時間がないなどといわず、年1回は必ず受けましょう。

「村民健康管理調査票」は届きましたか?

平成十一年度の各種健診の申込書「村民健康管理調査票」の記入はお済みですか。十八歳以上の方がいる世帯には、平成十一年四月以降の各種健診の受診予定について調査するために村民健康管理調査票が配布されています。村の健診を希望される方は、「1. 村で受ける」に○印をつけてください。健診が近くなりましたら詳しい通知を発送します。

■平成11年度 健康診査予定表

健康診査名	健康診査内容	実施日
結核健康診断	○胸部レントゲン	5月12日(水)~14日(金) 18日(火)~21日(金)
基本健康診査	○身長・体重測定 ○検尿 ○血圧測定 ○血液検査 ○必要に応じて心電図・眼底検査	7月16日(金)
胃ガン検診	○問診 ○胃のレントゲン撮影	8月3日(火)4日(水)11日(水) 12日(木)19日(木) 10月26日(火)
大腸ガン検診	○便潜血反応検査	容器配布・説明会 7月23日(金) 容器提出 8月3日(火)4日(水) 11日(水)12日(木)19日(木)
子宮ガン検診	○問診	6月2日(水)9日(水)24日(木)
乳腺・甲状腺検診	○診察 (子宮ガン検診・細胞診)	11月11日(木)12日(金)
前立腺検診	○問診 ○血液検査 ○肛門からの触診	9月17日(金)

※日程は変更することもありますので、通知・広報等をご覧ください。
※胃ガン検診は、昨年と実施時期が変わっていますので、ご注意ください。



おめでとう おくやみ

○お誕生おめでとうございます
※カッコ内は保護者の名前

女の子	男の子
15区 岡部 莉香子ちゃん 11月26日生	21区 箱田 柊人ちゃん 11月21日生
9区 牧口 日菜子ちゃん 12月6日生	17区 小林 千紗ちゃん 12月17日生
21区 若林 佑奈ちゃん 12月11日生	2区 森田 珠生ちゃん 12月22日生
9区 山口 滯ちゃん 12月13日生	1区 小林 美咲ちゃん 12月15日生
9区 徳さん 12月13日生	17区 小森 千紗ちゃん 12月17日生
21区 啓之さん 12月11日生	2区 森田 珠生ちゃん 12月22日生
9区 牧口 日菜子ちゃん 12月6日生	17区 小林 千紗ちゃん 12月17日生
21区 若林 佑奈ちゃん 12月11日生	2区 森田 珠生ちゃん 12月22日生
9区 山口 滯ちゃん 12月13日生	1区 小林 美咲ちゃん 12月15日生
9区 徳さん 12月13日生	17区 小森 千紗ちゃん 12月17日生
21区 啓之さん 12月11日生	2区 森田 珠生ちゃん 12月22日生



わが家のアイドル
13区 一倉 梨緒ちゃん
(英樹・裕子さんの3女 11ヵ月)
「あかるく元気な子に育ってほ
しいです」

人口と世帯

	(1月1日現在)
総人口	13,421人(+11)
男	6,874人(-13)
女	6,547人(+24)
世帯数	4,155戸(-12)

()は対前月

●お悔やみ申し上げます

3区 安藤 幸作さん 74歳	8区 森 和子さん 68歳	11区 根岸 義人さん 48歳	14区 松浦 シメさん 82歳	19区 伊藤 優樹さん 13歳
-------------------	------------------	--------------------	--------------------	--------------------

村内の交通事故

	(1月末日現在の累計)
事故件数	3件(-1)
死者	0人(±0)
傷者	3人(-1)

※()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう

係では、わが家のアイドルを募集しています。対象は生後6ヵ月から1歳半までです。写真のうらに赤ちゃんの両親の名前、親の願いを書いて総務課(住所は表紙に出ています)まで送ってください。

今月号も校正が終わり、ほっとしながらこの編集後記を考えていると、外には未明から降り始めた雪が見えます。関西では高速道路で三十数台による玉突き事故、村内でもこの雪によるスリップ事故が多発しているようです。運転者のみなさんも雪道の運転は十分に気を付けていると思いますが、日頃の運転もそれくらい注意しながら運転すれば、交通事故も減るのではないのでしょうか。本村の交通事故ワースト順位がずいぶん下がりました。この調子でワースト七十位を目指しましょう。(早川)

こちら編集室です